

原産地標記管理規定実施弁法

2001年3月5日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

原産地標記管理規定実施弁法

(2001年3月5日国家出入境檢驗檢疫局発表)

第一章 総則

第一条 「原産地標記管理規定」に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 国家出入境檢驗檢疫局（以下、国家檢驗檢疫局と略称）は原産地標記作業チームおよびその弁公室を設立する。主な職責は次の通り。

- (一) 原産地標記の関連管理弁法の制定、改正。
- (二) 原産地標記の入国申請を受理し、原産地標記の登録の審査許可手続きを行う。
- (三) 原産地標記認証の種類と形式を統一、発表する。
- (四) 原産地標記管理業務の調整と監督管理。

第三条 各地の出入境檢驗檢疫局（以下、檢驗檢疫機関と略称）は対応するモデルに応じて、その管轄地域内の原産地標記の申請受理、審議、登録報告、監督管理を担当する。

第四条 既に国家檢驗檢疫局の登録許可を獲得した原産地標記は、国家檢驗檢疫局が半年に1回発表する「原産地標記保護を受ける製品リスト」で発表する。

第二章 原産地標記の使用範囲

第五条 原産国標記を使用する製品には次が含まれる。

- (一) 生産国で獲得された完全な原産品。
- (二) 輸入成分を含み、また原産の資格を持つ製品。
- (三) 原産国標記が記された安全や衛生、環境保護に関連する輸入製品。
- (四) 国外の生産企業が原産地標記保護を申請した商品。
- (五) 反ダンピングや反補助に関連する製品。
- (六) サービス貿易や政府調達における原産地標記の製品。

第六条 地理標識を使用する製品には次が含まれる。

(一) 特定の地域を用いて命名した製品で、その原材料の全部、一部または主要なものが当該地域によるものか、その他の特定地域によるもので、その製品の特殊な品質や特徴、評判が現地の自然環境や人文要素によって決まり、また当該地域で伝統的な手法を採用して生産したもの。

(二) 非特定の地域で命名された製品で、その主な原材料が当該地域またはその特定地域によるものだが、当該製品の品質や味、特徴が当該地の自然環境や人文要素、および伝統的な手法を採用して生産、加工、製造または形成された製品も地理標識製品と見なす。

第三章 原産地標記の申請、審議、登録

第七条 地理標識の登録を申請する場合、申請人は「原産地標記登録申請書」に記入し、また次の資料を提出しなければならない。

- (一) 適用する産地の範囲。
- (二) 生産または形成の際に用いる原材料、生産手法、プロセス、主な品質の特徴。
- (三) 生産する製品の品質の状況と地理環境（自然要素、人文要素、または結合したもの）の関連資料。
- (四) 検閲検疫機関が要求するその他の関連資料。

第八条 検閲検疫機関は地理標識申請を受理した後、以下の原則に基づいて審議する。

- (一) 製品名称はその原産地の地理名称とその真実の属性を反映した汎用の製品名称で構成されている。
- (二) 製品の品質、味、特徴、特色、評判が原産地の自然環境や人文要素を体現することができ、また安定的な品質、長い歴史、威名を持つ。
- (三) 生産で伝統的な手法、または特殊な伝統的な生産設備を用いて生産する。
- (四) その原産地が公認で、協議により一致され、また確認を経ている。

第九条 検閲検疫機関の審議は以下に基づく。

- (一) 歴史的淵源、現地の自然条件や人文要素。
- (二) 標記製品が従来持つ基準（技術を含む）。
- (三) 申請人が提供した確認済みの感覚的特徴、物理的・化学的また衛生上の指標、試験方法。
- (四) 安全や衛生、環境保護に関する製品の要求が国家基準の規定に適合する。
- (五) 申請人の提供したその他の審査関連の文書。

第十条 国家検閲検疫局の受理した入国貨物の原産地認証標記の申請について専門家を組織して審議し、審議で合格したものを登録する。

第十一条 検閲検疫機関は出国貨物の地理標記認証申請を受理した後、直属の検閲検疫局が「原産地標記登録手続き」に基づいて審議し、審議に合格した場合、国家検閲検疫局へ審査許可のために報告する。審査許可で合格した場合、国家検閲検疫局が登録を許可し証書を発行する。

出国貨物の地理標記登録の申請は、検閲検疫機関が「中華人民共和国輸出貨物原産地規則」の原産地証明書の署名発効要求に基づいて審査を行う。審査を経て要求に合うものは、生産製造企業はその製品上に原産地標記の「中国製造／生産」の文字を加えることができる。要求に合わないものは、加えてはならない。

第十二条 サービス貿易における原産地標記は、申請人は当該サービスの権利証明書とサービス性の根拠を提出しなければならない。検閲検疫機関が検証を行い、標準に合っている場合、「原産地標記証明書」を署名発行する。

第四章 原産地認証標記の使用

第十三条 国家検閲検疫局の登録を経た原産地標記を原産地認識標記とする。標記の使用人は原産地標記登録証書で許可された製品および標示方法の範囲に基づき対応する原産地標記を使用しなければならない。

第十四条 原産地認証標記の形式と種類。

(一) 標記図案：CIQ-Origin

標記図案の図形は楕円形で、背景色は青色で、字体は白色とする。標記の材質は紙製で、耐熱が要求される際にはアルミ箔とする。

標記の規格は5号に分け、それぞれ規格の外周の寸法は次のとおり。1号は60ミリ、2号は45ミリ、3号は30ミリ、4号は20ミリ、5号は10ミリ。

標記図案の長、短半径の比率は1.5：1とする。

(二) 証書

1. 原産地標記登録証書。
2. 原産地標記の書面証明。

(三) 国家検疫局の認可を経たその他の形式。

第十五条 原産地認証標記の標示方法には次がある。

- (一) 直接添付、または製品あるいは包装物の上に別途掛ける。
- (二) 図案を型押しする。金属やプラスチックといった製品または包装の上に適用する。
- (三) 原産地標記証書。
- (四) 直接ラベルや包装物の上に印刷する。
- (五) 申請人の要求または実際の状況に応じて、対応する標識方法を採用する。

第十六条 特産品や伝統的手工芸品、有名ブランド品については、申請人が原産地標記申請を提出した後、検疫機関は審議を組織し、登録を経た後に原産地認証標記を使用することができる。

第五章 監督管理

第十七条 以下の標記は保護を受けない。

- (一) 規定に適合しない原産国標記と地理標示。
- (二) 道徳または公共の秩序に違反する標記、特に商品の品質や由来、製造方法、品質の特徴、用途などの面で容易に誤解を引き起こす標記。
- (三) 既に普通名称または公知・公用となっている原産地標記。
- (四) 登録を経ずに自ら加えるか自ら「中国製造」を声明する標記。

第十八条 原産地標記の使用では次の状況があってはならない。

- (一) 虚偽、詐欺的、または誤解を生じる原産地標記を使用、虚偽、詐欺的に原産地名を模倣して説明する。
- (二) 原産地標記の上に「類」や「型」、「式」といった類似の用語を追加して原産地を混同させるもの。
- (三) 使用する原産地標記と実際の貨物が適合しないもの。
- (四) 許可を経ずに原産地標記を使用、変更、偽造したもの。

第十九条 検疫機関が登録済みの原産地標記の企業に監督管理を実行し、要求に合わないのを発見した場合、使用の暫定停止または使用停止の処罰を与える。使用の暫定停止の登録要求については、使用の暫定停止または使用停止の処罰を与える。使用を暫定停止された登録機関については、改善後に審査を経て合格した場合、使用を回復することができる。

できる。使用停止された登録機関については、公告の形式で公布する。

第二十条 本規定に違反する行為に対しては、状況の軽微なものは検験検疫機関が法律により行政処罰を行う。状況が深刻で犯罪を構成するものは、法律によりその刑事責任を追及する。

第六章 附則

第二十一条 検験検疫機関が原産地標記の登録、認証標示を貼り付ける手続き、および関連の検査、鑑定、テストなどを行う際には、規定に基づいて費用を徴収する。

第二十二条 政府調達における原産地標記は、国家検験検疫局が中国の政府調達の法律と法規に基づき、政府調達における原産地標記に対する認定を行う。

第二十三条 国家の規定する「西部地区」の製品には特定の「西部地区」標記を行うことができ、当該標記は原産地標記を見なす。

本条で述べる「西部地区」とは国家が公開で発表する省、市、自治区を指す。

第二十四条 本弁法は国家検験検疫局が解釈の責任を負う。

第二十五条 本弁法は 2001 年 4 月 1 日から施行する。